

# 企業組合を活用した起業、創業を - 新しい企業組合制度活用のすすめ -

中小企業組合研究所 所長 山本 貢  
(やまもと すずむ)

## <企業組合のこれまで>

企業組合制度は、商工協同組合法が中小企業等協同組合法として新たなスタートを切った昭和24年に中小企業等協同組合の一つとして誕生しました。

太平洋戦争が終結して間もない当時あって、企業組合は、旧植民地からの引揚者や軍の解体による復員兵の新たな職場づくり、職のない人達の自らの手による事業体づくりとして、その活用が期待されたのでした。

しかし、その後の経緯をみると、一部そうした人達による企業組合の設立もあるにはありましたが、大半は、既存中小企業、それも小零細規模の個人事業

者の企業合同組織として活用されてきたというのが実態です。

しかも、小零細業者が各々の経営を一つに統合して規模メリットを実現しようとする事業所集中型の企業組合だけでなく、各々の事業所はそのままに組合員の経理会計を組合本部において行うという事業所分散型の企業組合の設立が各地でみられるようになったのです。いわば、個人事業者の「法人成り」のための企業組合の利用です。その背景には、戦後の混乱期における国家財政の危機的状態を脱するために、当時の税制が個人事業者に対して、より過酷なものとなっていたという認識があったといえましょう。このような時代状況もあって一時1万1千

組合にも達した企業組合でしたが、その後国情が安定するとともに、特殊要因からつくられた企業組合は徐々に姿を消し、平成に入ってからほぼ2千組合台で推移してきました。

### <企業組合の多様な活用>

企業組合の新規設立は、平成に入り年間20組合前後となっていますが、新たに設立された企業組合を全体的にみても、いくつかの新しい特色を指摘することができます。

①まず、高齢者による仕事の受注あっせん組織としての企業組合づくりがあります。高齢化が進み、各地でシルバー人材センターが設立され、高齢者が地域に貢献する形で様々な仕事に取り組んでいく中で法人事業体としての企業組合が活用されることになったのです。

②サラリーマンOBによる企業組合の設立もみられます。会社を定年退職した退職者新人が、それぞれの会社で長年培ってきた専門的な知識経験を活かして新しい事業をスタートさせようというものです。

③研究開発型の企業組合も結構みられます。異業種分野の人達がそれぞれの得意技、固有のノウハウをもちよって新しい製品づくり、新しい商品づくりを目標とするというものです。

④主婦などの女性による企業組合づくりも盛んです。子育ても終わり、何か仕事をやりたいが、パートではあきたらず、かといって仲々適職がみつけにくいという状況の中で、自分達のもてる能力を發揮できる場を自分達の手でつくろうということでの企業組合づくりです。

⑤SOHO型企業組合も新しい傾向です。色々な事情で家を離れられない人達が、仕事の受注の窓口づくり、相互のネットワークづくりとして企業組合を選択するものです。

⑥地域起し型企業組合というのも各地で見られます。これは、地域における身近な資源を活かしての特産品づくりや地域の観光施設を中心にその管理運営等を手がけるものなど多様です。

⑦離職者による企業組合づくりもみられます。長びく不況の下でリストラ対象

となった人達が集まって自分達の手で職場づくりをしようというものです。今後この種の企業組合が増大する可能性があります。

⑧福祉介護型企業組合も今後伸びるでしょう。身障者等による事業体としては、相互扶助をベースとした協同組合理念は極めてフィットし易いからです。介護関連の企業組合もすでにいくつか発足をみえています。

### < 創業支援制度としての企業組合 >

現在のわが国産業政策の最大の課題は産業の再生 - - 経済の活性化にあることはいままでもありません。デフレスパイラルの中で各企業は経営体質を改善し、



低成長下での収益構造を実現するために徹底したリストラを実施してきました。そのため、かつてない高失業率状態が続き、しかもこれを吸収する筈の新規産業、新企業が仲々生まれてこないのが現実です。

わが国産業の再生の手立ては、新規分野における新しいニーズを掘り起こし、新しいマーケットを拡大していける意欲ある新事業体の創出にあるわけです。

その一翼を担うものとして期待されているのが、企業組合制度です。今や企業組合制度は中小企業政策の柱をこえて、日本の産業政策を推進していく上での役割を期待されているのです。

新規事業創出のためのツールとしての企業組合には、次のような特色があります。

①企業組合には会社のように最低資本金制度は適用されません。企業組合には有限会社（3百万円）や株式会社（1千万円）のような最低資本金制度がありませんから、自分達の身の丈に合った資本金（出資金）で事業をスタートさせることができます。

②組合員には有限責任制度が適用され

ます。企業組合の出資者である組合員には株式会社と同じように有限責任制度が適用されますので、組合の債権者に対して組合員は出資額を限度としてしか責任を負うことはありません。

③組合員の組合に対する発言権は平等です。企業組合の組合員には出資額の多少にかかわらず、議決権、選挙権が平等に与えられ一人一票となっていますので、会社のように特定の者が組合を支配するという事は決してありません。

④事業に従事する組合員は勤労者として取り扱われます。企業組合の組合員は、出資者であり、組合に雇用される従業員ではありませんが、組合員が組合の事業に従事して受け取る報酬は事業所得ではなく給与所得扱いとなります。また、組合の事業に従事している組合員については、社会保険や労働保険も原則として勤労者と同様の取扱いを受けることができます。

⑤企業組合の事業には制約はありません。企業組合も中小企業等協同組合法上の協同組合ですが、事業協同組合のように組合員の行っている事業に直接関連す

る事業に、その事業範囲を限定されることはありません。

⑥企業組合は営利を追求できる組織です。企業組合は株式会社と同じように利益の増大を追求し組合員に利益を配当することができます。また、将来的には、組合を解散せずに株式会社や有限会社に組織変更することも法律上認められるようになりました。

### <企業組合制度の改正点>

企業組合が創業支援のための新たな役割を担うため、従来の制度についての見直しが検討され、昨年末の法改正によってかなり抜本的な制度改正が行われました。改正されたのは次の4つの点です。

#### ①組合員資格の拡大

企業組合の組合員は制度制定以来個人（非法人）に限定されてきましたが、今回の改正によって株式会社などの法人や任意グループも組合員として組合に参加ができるようになりました。これによってより資本力のある者の組合への加入が実現でき、企業体としての体質強化につながるものと期待されています。

## ②従事比率の緩和

企業組合の事業に従事しなければならぬ組合員の割合が、従来の「組合員全体の3分の2以上」から「2分の1以上」に緩和されましたので出資のみの組合員がより集め易くなりました。組合の趣旨、事業活動に賛同はするが、様々の事情で組合事業に従事することはできない人々も、ある程度広範囲に企業組合を支援することができるようになったのです。

## ③組合員比率の緩和

企業組合の事業に従事する者の割合は、これまで「従事者全体の2分の1以上」は組合員でなければならぬものとされていましたが、今回の改正によって「3分の1以上」に緩和されましたので、非組合員従業員を大幅に増やすことが可能となりました。この改正によって企業組合の事業拡大に伴う雇用の拡大が期待されます。

## ④出資配当の範囲の拡大

企業組合における出資に対する剰余金の配当は、これまで「年1割以内」とされてきましたが、今回の改正によって「年2割以内」まで拡大されましたので、  
①の法人等への組合員資格の拡大と併せ

て企業組合の資本充実の体制が更に強められることとなりました。

## <創業、起業の牽引車としての企業組合>

現在中小企業における廃業が増大し、新たに事業をスタートさせる開業が減少しつつあり、産業の活力のバロメーターである開廃業率が逆転するという深刻な事態に立ち至っています。

今や国、地方自治体を問わず産業再生 - - 経済活性化のための創業、起業への支援が強力に進められつつあります。

今回改正をみた企業組合制度もこうした観点から熱い注目を浴びているわけです。

最近の企業組合の設立状況をみると、ここ数年、まるで倍々ゲームの形で新規



設立の数を増やしてきております。それだけ個人の起業家にとって企業組合という組合制度が身近になっているということでしょう。

中小企業組合は、本来、中小企業が現に抱えている共通の問題を協同の力で解決していこうとするところに力点がありました。

しかし、時代環境の変化の中で中小企業組合の役割も多様性を増し、対象範囲も拡大され、新たな出番が増えつつあります。

企業組合制度への新たな期待が、中小企業組合全体への新たな期待へとつながっていくこととなるよう注目していきたいと思います。

「中小企業組合の再生 - - 組織活性化の理論と実践」(定価2,400円)と題した拙著が、中央経済社から発行され、全国の書店で発売されています。本稿の参考として、また、中小企業組合での講習会、研修会、勉強会等のテキスト・資料としてご活用いただければ幸いです。

